

平成 28 年 7 月 22 日 第 1 回非常時に手話で意思疎通できる環境整備検討WG 資料

## 非常時におけるろう者への意思疎通できる環境整備の検討案について

方 策	実施内容（案）	課 題	当事者団体からの意見	優先度  （案）	非 常 時 の 場 面	
					大規模災害	救急・消防・警察
① 手話の普及	警察職員、消防職員、医療従事者等が手話による基本的な対応ができるようにする。					
非常時用手話冊子の作成	「非常時に最低限必要な手話一覧」（別添参照）について冊子を作成し、関係機関等への配布を行う。	有効活用の方法を併せて検討する必要がある。	・「手話一覧」、研修用DVDを配布しただけでは自分で学習して身につけることはできないし、覚えることは無理である。	B		○
手話研修用DVDの作成	上記の冊子と連動した研修用DVDの作成を行う。	有効活用の方法を併せて検討する必要がある。	・単なる手話を紹介するDVDだけでなく、非常時の現場をシミュレーションしたリアルなものが必要である。	B		○
手話講習会の開催	上記「非常時用手話冊子」や「手話研修用DVD」を活用して、関係機関において手話講習会を実施する。	手話講習会の対象者や開催方法等を関係機関と調整する必要がある。	・手話そのものを覚えるより、 <u>聴覚障害、聴覚障害者への理解に重点</u> を置く必要がある。 ・警察、消防、医療従事者だけでな	B	○	○

方 策	実施内容（案）	課 題	当事者団体からの意見	優先度  （案）	非 常 時 の 場 面	
					大規模災害	救急・消防・警察
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防職員（吏員）では、初任科、救急隊員のカリキュラムに含まれている。</li> </ul>		く、 <u>民生委員、自治会役員、避難所運営委員の研修が必要</u> である。			
② 手話以外の情報 伝達等	非常時に、ろう者から手話以外の方法によって意思疎通できる仕組みづくりを行う。					
ヘルプマーク・耳マークの活用	<p>非常時にろう者がろう者であることを周知するため、ヘルプマーク（※）に「耳が聴こえないことを文字表示するもの」を併せたキーホルダーを作成、配布する。</p> <p>※1 内部障害の方など外見からは分からない方が援助を得やすくなる 目的で東京都が作成したマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都及び当事者団体等との調整が必要になる。</li> <li>・配布方法等について検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耳マークなどのマークより、「<u>聴覚障害者</u>」、「<u>耳が聞こえない</u>」などと書かれたビブスをあらかじめ避難所に容易し、着用するほうが<u>効果的</u>でよい。</li> </ul>	A  (ビブス)  B  (ヘルプマーク等)	○	○

方 策	実施内容（案）	課 題	当事者団体からの意見	優先度  （案）	非 常 時 の 場 面	
					大規模災害	救急・消防・警察
SOSカード（仮称）の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時以外の非常時は、横浜市が作成したような、「コミュニケーションボード」を作成し、当事者ではなく救急隊員等がそれを携帯し、非常時に当事者に見せる。</li> <li>・自身の連絡先や、指差しする図などの記載があり、折りたたんで携帯するSOSカード（仮称）を作成、配付する。</li> </ul>	配布方法等について検討が必要。		A  （コミュニケーションボード）  B  （SOSカード）	○	○
タブレット端末の活用	非常時にタブレット等情報通信機器を用いて、映像によって手話通訳者との対応を可能にする。	通信先での機器や手話通訳者の確保など体制整備が必要となる。	・遠隔手話サービスは、サービスの一つであって、手話通訳派遣制度や手話通訳の配置の代わりになるものではない。	A  （手話通訳派遣）		○

方 策	実施内容（案）	課 題	当事者団体からの意見	優先度  （案）	非 常 時 の 場 面	
					大規模災害	救急・消防・警察
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ聴覚障害者が来てもすぐに適切な対応ができるようにするために、<u>警察署、医療機関への手話通訳配置が必要である。</u></li> </ul>	B  (タブレット)		
③ 手話通訳者派遣制度等	手話通訳者派遣制度の拡充や、交通事業者等へ文字情報の発信等の働きかけを行う。					
非常時における手話通訳者の派遣制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時にろう者が手話通訳者の派遣を依頼できる制度について、市町村に呼びかけ等を行う。または、ボランティア登録制度を構築する。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市では、「救急手話通訳者派遣」制度により、聴覚に障害のある方が救急車を要請する際に、手話通訳者も同時に申し込むことが可能である。</li> </ul> </div>	手話通訳者の確保など市町村や事業者等との調整が必要になる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>市町村ごとの格差を解消し、制度の充実を図るための施策が必要である。</u></li> <li>・遠隔手話サービスは、サービスの一つであって、手話通訳派遣制度、手話通訳の配置の代わりになるものではない。（再掲）</li> <li>・いつ聴覚障害者が来てもすぐに適切な対応ができるようにするため</li> </ul>	A  (手話通訳派遣)  A  (手話通訳配置)		○

方 策	実施内容（案）	課 題	当事者団体からの意見	優先度  （案）	非 常 時 の 場 面	
					大規模災害	救急・消防・警察
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察では、通訳センターを通じ、事故等の場合に手話通訳者を派遣している。</li> <li>・非常時にろう者が訪れる可能性のある施設に、手話通訳者の配置を検討してもらうよう事業者等に呼びかけ等を行う。</li> </ul>		<u>に、警察署、医療機関への手話通訳配置が必要である。（再掲）</u>			
交通事業者等の情報伝達方法の改善	駅や電車、バス内などの電光掲示板について、遅延情報、災害情報等を文字情報で発信するよう鉄道事業者等に要請する。	交通事業者等への周知方法		C		○